

令和8年度外国人生徒等に係る特別枠選抜募集要項

福島県立会津学鳳高等学校

〒965-0003

福島県会津若松市一箕町大字八幡字八幡1番地の1

TEL 0242-22-3491

FAX 0242-22-3521

1 アドミッション・ポリシー

会津学鳳高校では、次のような生徒を求めている。

- ① 知的好奇心や学びへの意欲を持ち、自らの個性を主体的に伸ばそうとする生徒
- ② 社会や身近な問題について、自ら課題を発見して創造的に解決しようとする生徒
- ③ 自他の考えを適切に伝え合うことにより、さまざまな人たちと協働しようとする生徒
- ④ 異なる文化への関心を持ち、国際交流にもチャレンジする意志のある生徒
- ⑤ 部活動に熱心に取り組むことにより、自己を成長させ、将来社会に貢献できる資質を養おうとする生徒

2 実施学科及び募集定員

課程	実施学科	募集定員
全日制	総合学科	若干名

3 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」により、県下一円とする。

4 出願資格

中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和8年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）、又は中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者で、以下の条件を満たす者とする。

(1) 外国人生徒の場合

保護者と共に福島県内に居住しているか又は居住予定の外国籍を有する者で、入国後の在日期間が6年以内であり、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者

ただし、「入国後の在日期間が6年以内」とは、原則として、入国した日から令和8年2月1日現在で6年が経過していない場合をいう。

(2) 海外帰国生徒の場合

保護者と共に福島県内に居住しているか又は居住予定である者で、海外に引き続き1年を超える期間在留して帰国し、令和8年2月1日現在、帰国後6年以内であり、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者

ただし、保護者の帰国が遅れるときでも、保護者が志願者の入学後1年内に帰国し、県内に志願者と同居することが確実であれば出願を認める。

5 外国人生徒等特別枠選抜出願資格申請

外国人生徒等に係る特別枠選抜への出願を希望する者は、申請期間内に持参又は送付により申請に必要な書類を本校校長に提出し、出願資格を有することの承認を得る。

【申請期間】

令和7年11月17日（月）午前9時から令和7年12月26日（金）午後4時まで

及び令和8年1月5日（月）午前9時から令和8年1月30日（金）午後4時まで

(1) 申請方法

① 中学校卒業者及び卒業見込の者

中学校を経由して、本校校長に連絡の上、次の書類を提出する。

提出の際は、志願者の住所、氏名を記入し、460円分の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を併せて提出する。

ア 外国人生徒等特別枠選抜出願資格申請書（様式20号）

イ 外国人生徒・・・「入国後の在日期間が6年以内」であることを証明する書類
海外帰国生徒・・・「帰国後6年以内」であることを証明する書類

ウ その他、本校校長が指示する書類

（保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類、学校教育における9年の課程の修了を証明する書類等）

② 上記①以外の者

上記①に準じ、志願者が直接、申請を行う。

※ 「保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類」の例

- ・市町村長が発行する「住民票の写し」（個人番号の記載がないもの）
- ・保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」等
- ・保護者の居住に関する中学校長等による「事由書」（任意様式）

（2）審査結果の通知

本校校長は、申請書等の内容を審査し、志願者の在籍（出身）中学校長（以下「中学校長」という。）に連絡の上、送付の記録が残る簡易書留等により、「出願資格審査結果通知書」（様式10号）を中学校長を経由して、志願者に通知する。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者の場合は、直接連絡の上、通知する。

また、審査の結果に関わらず、提出した書類等は返還しない。

（3）出願資格を有することを承認された志願者は、福島県立学校入学者選抜WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という。）に氏名や現住所、保護者氏名等の志願者基本情報の登録（以下「志願者基本情報登録」という。）を行う。

（4）やむを得ない事情により、申請期間内に出願資格申請をできなかった者が、出願を希望する場合は、出願受付期間に限り、出願資格申請を受け付ける。

6 WEB出願システムの利用

（1）出願手続等には、WEB出願システムを利用する。

WEB出願システムによる手続等の詳細は、別に公表するWEB出願システム志願者用マニュアル等による。

（2）志願者は、WEB出願システムに、志願者基本情報登録を完了させた後に、出願手続を行う。

（3）志願者は、出願に当たって、本校の情報等（以下志願者基本情報と併せて「志願情報」という。）をWEB出願システムに登録する。

なお、県立高等学校入学者選抜においては、志願情報を入学願書として取り扱う。

7 出願に必要な書類

（1）中学校卒業者及び卒業見込の者

令和8年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式1号）

ただし、令和2年3月末日までに中学校を卒業した者については、調査書の提出を免除する。

（2）上記（1）以外の者

① 健康診断書（令和8年1月以降に医師の診断を受けたもの）（様式3号）

② 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合には、それに代わるもの。

なお、外国における最終学校の履修証明書、学習成績証明書等とする場合は、日本語又は英語によるものとする。

8 出願手続

（1）中学校卒業者及び卒業見込の者

中学校長を通して、本校校長に出願する。

① 志願者は、WEB出願システムに志願情報を登録の上、WEB出願システムを介して入学検定料（2,200円）を納付し、中学校長に出願を申請する。

なお、納付した入学検定料は返還しない。

【申請期間】

令和8年1月26日（月）午前9時から令和8年2月5日（木）正午まで

② 中学校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、出願を承認する。

【中学校承認期間】

令和8年2月2日（月）午前9時から令和8年2月5日（木）午後4時まで

中学校長は、書面による提出が必要な書類がある場合、提出票（様式5号）を添付し、出願受付期間内に、持参又は送付により本校校長に提出する。

なお、調査書については「9 調査書提出」に定めるところにより提出する。

持参及び送付による書類の提出方法は次のとおりとする。

・持参による書類の提出方法

受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

ただし、最終日はそれぞれの受付期間の終了時刻までとし、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。

・送付による書類の提出方法

送付の記録が残る簡易書留等とし、それぞれの提出期間最終日の指定された時間までに必着とする。

宛先 福島県立会津学鳳高等学校長

住所 〒965-0003

福島県会津若松市一箕町大字八幡字八幡1番地の1

- ③ 本校校長は、志願情報及び提出された書類について精査し、WEB出願システムにより出願を受理する。

【出願受付期間】

令和8年2月2日（月）午前9時から令和8年2月6日（金）正午まで

本校校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、出願の受理を取り消すことができる。

・志願情報に虚偽があるとき

・所定の手続を経ないで、他通学区域から出願したとき

（2）上記（1）以外の者

上記（1）に準じ、志願者が直接、出願手続を行う。

（3）その他

- ① 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。

なお、出願の際に、他都道府県の公立高等学校に出願しないことを証明する書類（様式4号）を提出する。

- ② 一家転住やその他のやむを得ない事情により、期間内に出願手続をできなかった者が、新たに出願を希望する場合は、出願先変更受付期間に限り、これを受け付ける。

その際、中学校長は、速やかに本校校長に連絡する。

9 調査書提出

中学校長は、調査書提出期間内に、提出票（様式5号）を添付し、持参又は送付により調査書を本校校長に提出する。

【調査書提出期間】

令和8年2月16日（月）午前9時から令和8年2月17日（火）午後4時まで

10 受験票の印刷

志願者又は中学校は、令和8年2月18日（水）午前9時以降に、WEB出願システムから受験票を印刷する。

11 出願取消

外国人生徒等に係る特別枠選抜に出願した者が出願を取り消す場合は、出願取消の手続を行う。

（1）中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 出願を取り消す志願者は、中学校長に申し出た後に、WEB出願システムに出願取消の情報を登録し、中学校長に出願取消を申請する。

- ② 中学校長は、WEB出願システムにおいて出願取消の情報に誤りがないことを確認の上、承認する。

※ 志願者が検査当日以降に出願取消を申し出た場合、中学校長は、速やかに本校校長に連絡をした後に、手続を始めること。

【出願取消期間】

令和8年2月9日（月）午前9時から令和8年3月13日（金）午前9時まで

(2) 上記(1)以外の者

上記(1)に準じて、本校校長に出願取消を希望する旨を申し出た後に、志願者が直接、出願取消の手続を行う。

(3) その他

① 前期選抜の出願を取り消した者は、印刷した受験票を破棄する。

② 納付した入学検定料及び本校に提出した書類等は返還しない。

12 自己申告書の提出

本校校長に申し出ておいた方がよいと考える事情がある志願者については、本人の希望により、出願に際して本校校長に自己申告書(様式7号)を提出することができる。

なお、志願者の保護者は必要に応じて補足事項を記入してもよい。

提出及び受領は、次の方法により行う。

志願者は、自己申告書に必要事項を記入し、厳封の上、本校校長あて親展とし、持参又は送付する。ただし、送付の場合は提出期間最終日の消印を有効とし、志願者の住所、氏名を記入し、110円分の切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。

【自己申告書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月18日(水)午後4時まで

13 選抜方法・選抜資料

調査書の審査結果、作文の結果及び面接の結果を資料として、さらに基礎学力検査の結果を併せて資料として選抜する。

調査書

① 調査書の記載事項は点数化しない。

本県所定の調査書の記載が困難な場合は、外国における最終学校の成績証明書又はこれに代わるもので代替することができる。

作文

① 日本語による作文を実施する。

② あるテーマについて、600字程度で自分の感想や思いを述べる形式とする。

③ 作文については段階評価する。

基礎学力検査

① 日本語による基礎学力検査(数学・英語)を実施する。

② 基礎学力検査については点数化し、100点満点とする。

面接

① 日本語による個人面接を実施する。

② 面接については段階評価する。

14 選抜日程等

作文、基礎学力検査、面接の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

(1) 日時 令和8年3月4日(水) 午前9時~

(2) 日程

8:20 9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10

点呼 諸注意	作文	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	面接
	(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	

(3) 会場 本校(受付場所 高校昇降口)

(4) 注意事項

・受験票を必ず持参する。

・上書き、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ただし、分度器機能を有する定規は使用できない。)を持参すること。

なお、下敷き、分度器、計算機能や言語表現機能を有するもの、携帯電話等の通信機器類、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

・午前8時00分から受付を開始する。

15 追検査等の実施

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の志願者と併せて判定する。

(1) 追検査等の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症（※）に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
- ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
- ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者

なお、上記②、③の志願者の追検査等の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

(2) 追検査等受験の手続き

- ① 中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。

- ② 追検査等の受験を希望する者は、追検査等受験願（様式11号）を令和8年3月6日（金）午後4時までに中学校長を通して本校校長へ提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書等、医療期間の受診が分かる書類を添付する。

- ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証（様式12号）を交付する。

(3) 追検査等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

- ① 学力検査等の日時 令和8年3月10日（火）午前9時～

- ② 学力検査等の日程

8:20 9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50

点呼 諸注意	作文	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	面接
(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)		

なお、非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

- ③ 会場 本校（受付場所 高校昇降口）

- ④ 非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

- ⑤ その他 持参物については、上記14（4）の注意事項に記載されているとおりとする。

16 選抜結果発表

WEB出願システムにより、選抜結果（合格・不合格・出願取消）の発表を行う。

【選抜結果発表期間】

令和8年3月16日（月）午後1時から令和8年3月24日（火）午後5時まで

- （1）志願者は、WEB出願システムにより自身の選抜結果を確認する。

- （2）当日は午後1時以降に、WEB出願システムを利用できない志願者への配慮として、合格者一覧を本校において掲示する。

- （3）本校校長は、合格者に対して合格通知書（様式13号）を本校第一体育館で交付する。
受験票を持参し、来校すること。

- （4）本校校長は、提出書類等の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

17 その他

(1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

なお、インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。

① 追検査等の対象となる志願者

「一部未完了となった選抜の意思連絡書」（様式14号）を令和8年3月6日（金）午後4時までに本校校長へ提出する。

その場合、中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

本校校長は、「一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書」（様式15号）を交付する。

なお、「一部未完了となった選抜の意思確認書」において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、上記15（3）に定めるところによる。

「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

※ 書類の提出及び交付は、原則として対面とする。

(2) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式16号）を中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

なお、納付した入学検定料及び高等学校に提出した書類等は返還しない。

(3) 選抜当日の交通手段について

選抜当日は可能な限り公共交通機関を利用する。

なお、自家用車等の校地内への乗り入れについては、本校職員の指示に従うこと。

(4) 障がい等のある志願者に対する配慮は次のとおりとする。

① 中学校卒業者及び卒業見込の者

原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」（様式17号）を、本校校長に提出する。

その際、中学校長は、中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」（様式18号）と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」（様式19号）により、受験上の配慮に関して中学校長をとおして志願者に通知する。

② 上記①以外の者

原則として年内に、志願者は、「受験上の配慮申請書」（様式17号）を、本校校長に提出する。

本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」（様式19号）により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。

外国人生徒等に係る特別枠選抜に関するその他の一切については、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」によって実施する。